

岐阜県公報

号外 (一) 令和三年三月二十九日

目次

条 例

○岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	六 _ハ
○岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	六
○岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	六
○岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例	(環境管理課)	七
○岐阜県犯罪被害者等支援条例	(県民生活課)	一〇
○岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一三
○岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	一三
○岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例	(感染症対策調整課)	一九
○岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	二〇
○岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	二二
○岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(障害福祉課)	五一
○岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例	(労働雇用課)	七〇
○岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	七一
○岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農地整備課)	七二
○岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	(道路建設課)	七三
○岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	七四
○岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市公園課)	八三

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
金曜日

発行

(休日)
に当たるときは翌日

令和三年三月二十九日

本号で公布された条例のあらまし

◇岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第三号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正
県職員の定数を二人減員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

(一) 知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。) 四八人

(二) 美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー 一人

(三) 教育委員会の事務部局 六人

(四) 警察 三人

2 減員するもの

学校 七九人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を一人増員することとした。

(内訳)

1 小学校、中学校及び義務教育学校 一〇九人

2 特別支援学校 二人

三 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)

一 県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例について、その適用期間を三年延長することとした。(第二条関係)

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属

する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)

1 商工・産業関係(「中小小売商業振興法」八項目)

2 環境・生活関係(「地球温暖化対策の推進に関する法律」一項目)

3 教育関係(「岐阜県文化財保護条例」六項目)

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例(条例第六号)

一 地球温暖化対策を更に推進するため、次のとおり規定することとした。

1 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を定めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して講ずることとした。

(第一〇条関係)

2 特定事業者に対して作成及び提出を義務付けている温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書に係る評価及び評価結果の公表制度を創設することとした。(第十五条関係)

3 県は、事業者に対し地球温暖化対策を促進するための技術的助言等の支援を行うに当たっては、中小排出事業者に特に配慮することとした。(第十七条関係)

4 事業者、県民及び市町村は、温室効果ガスの排出を抑制するため、地域資源を生かして創出した再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用するよう努めることとした。(第二四条関係)

二 気候変動適応を推進するため、次のとおり規定することとした。

1 条例の目的に「気候変動影響による被害の防止、軽減等を図るための基本的事項を定めることにより、気候変動適応の推進を図ることを追加するとともに、条例の題名を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改めることとした。(第一条関係)

2 気候変動適応について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を規定することとした。(第三条、第八条関係)

3 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画に「気候変動適応に関する施策に関する事項」を追加することとした。(第七条関係)

4 県は、気候変動適応に関する施策を地域の特性を踏まえ推進することとした。(第三七条関係)

三 一及び二に伴い、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇岐阜県犯罪被害者等支援条例(条例第七号)

一 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もつて犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、次のように定めることとした。

1 基本理念を次のとおり規定することとした。(第三条関係)

(一) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(二) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

(三) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

(四) 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援について、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村との連携協力を規定することとした。(第四条～第八条関係)

3 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定めることとした。(第九条関係)

4 県は、広域的な犯罪被害者等の支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、必要な犯罪被害者等の支援を実施することとした。(第一一条関係)

5 犯罪被害者等の支援のための基本的な施策について規定することとした。

(第二一条～第二四条関係)

6 「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

一 「特定非営利活動促進法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例

二 この条例は、令和三年六月九日から施行することとした。

◇岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 「食品衛生法」等の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備等を行うこととした。(別表第一関係)

1 営業許可業種の再編に伴い、飲食店営業等許可申請手数料の額を改定することとした。

2 ふぐ処理者の認定等に係る手数料を新たに徴収することとした。

3 飲食店営業等許可証明書交付手数料について、営業の届出を行った旨の証明書の交付を対象に加え、手数料の名称を飲食店営業等許可等証明書交付手数料に改めることとした。

4 廃止された営業許可業種に係る飲食店営業等許可申請手数料を廃止することとした。

5 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 魚介類販売業に係る飲食店営業等許可申請手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

三 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の施行に関する事務に係る次の手数料を新たに徴収することとした。

(一) 地域連携薬局等認定申請手数料

(二) 地域連携薬局等認定更新申請手数料

- (三) 医薬品等特定保管製造所登録申請手数料
- (四) 医薬品等特定保管製造所登録更新申請手数料
- (五) 医薬品等区分適合性確認申請手数料

2 医薬品等適合性調査手数料について、変更計画に基づき製造販売の承認事項の変更を行う医薬品等の製造所における品質管理等の基準適合性の確認の申請に対する審査を対象に加え、手数料の名称を医薬品等適合性調査等手数料に改めることとした。

3 薬局開設許可証等書換え交付手数料及び薬局開設許可証等再交付手数料について、1の認定、登録又は確認に係る認定証等の書換え交付又は再交付を対象に加えることとした。

4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

五 この条例中一及び二は令和三年六月一日から、三は令和三年八月一日から、四は令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の一部改正に伴い、次の三条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- 1 岐阜県感染症対策基本条例
- 2 岐阜県税条例
- 3 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 犬又は猫の多頭飼養について、次のとおり規定の整備を行うこととした。

- 1 犬又は猫を多頭飼養する者に対し、届出を義務付けることとした。(第一〇条の二関係)
- 2 知事は、1の届出をした者に対し、必要な助言又は指導を行うことができることとした。(第一〇条の三関係)

3 次に該当する者は、五万円以下の過料に処することとした。(第二四条関係)

- (一) 多頭飼養の届出若しくはその変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (二) 多頭飼養の廃止等の届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 猫の飼い主の遵守事項(努力義務)に、「屋内で飼養すること」を追加することとした。(第九条関係)

三 一及び二に伴い、届出の受付事務及び助言又は指導事務を岐阜市に移譲することとした(「岐阜県事務処理の特例に関する条例」の一部改正)。

四 その他所要の規定の整理を行うこととした。

五 この条例は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第一二号)

一 介護保険に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の九条例について、同令の改正内容に準じた改正を行うこととした。

- 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 8 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 9 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第一三号)

一 障害児及び障害者に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次の九条例について、同令の改正内容に準じた改正を行うこととした。

1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

2 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

3 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 岐阜県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

5 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

6 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

7 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

8 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

9 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

一 「職業能力開発促進法施行規則」の一部改正に伴い、高度職業訓練(専門課程)における職業訓練指導員の資格の一部を同令の基準どおり見直すこととした。(第一〇条関係)

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 香気成分分析に係る食品試験手数料等を新たに徴収することとした。

2 熱伝導率に係る一般理化学試験手数料の額を改定することとした。

3 エックス線CT及び原子間力顕微鏡に係るぎふ技術革新センター試験手数料を廃止することとした。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 かんがい排水事業について、次のように改定することとした。(第四条関係)

1 一般型事業(施設機能障害対策に係るものを除く。)の分担金の額を引き下げることにした。

2 保全合理化型事業(施設整備事業に限る。)の分担金の額を改定することとした。

二 特別耐震対策として行うため池等整備事業に係る分担金の特例を廃止することとした。(第四条関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 「道路構造令」の一部改正に伴い、県道の構造の技術的基準について、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 自動運転車の安全な運行のため必要がある場合は、自動運行補助施設を設置することとした。(第三三条関係)

2 歩行者利便増進道路の構造の基準を定めることとした。(第四五条関係)

三 この条例中一は公布の日から、二は令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 複数の建築物の連携により省エネ性能を向上させる計画の認定を受けた「他の建築物」に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

二 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、性能向上計画認定申請手数料、性能向上計画変更認定申請手数料、性能表示認定申請手数料及び軽微変更該当証明書交付手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

三 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 養老公園内にある養老の滝入口駐車場を県に移管することに伴い、当該駐車場の管理の基準(休業日)を定めることとした。(別表第二関係)

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部を除く。))の項中「四、二五〇人」を「四、二九八人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「一七二人」を「一七三人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「二六六人」を「二七二人」に改め、同表学校の項中「五、五六九人」を「五、四九〇人」に、「四、七八四人」を「四、七〇四人」に改め、同表警察の項中「三、九五一人」を「三、九五四人」に改め、同表合計の項中「一四、三四九人」を「一四、三二八人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一一、六八七人」を「一一、七九六人」に、「一一、〇九二人」を「一一、一九三人」に改め、同表特別支援学校の項中「二七人」を「二九人」に、「二〇人」を「二一人」に改め、同表合計の項中「一一、八四五人」を「一一、九五六人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を

改正する条例

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
第三条中「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例」を「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十二の二の項第一号から第三号までの規定中「規定により」を「規定による」に改め、同項第四号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同

て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第二百四十一条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第二百四十六条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。)、第百十六条第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第百三十三条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第一百五十二条、第百五十七条の三、第百六十三条、第二百八条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)、及び第二百三十四条第六項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

11 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十條の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、及び新介護医療院基準条例第二十条の二(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

12 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十条の三(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十條の三(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第二十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中、「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)、若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を「又は保育士」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」という。を「又は保育士」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「指定児童発達支援事業所において」を「指定児童発達支援事業所において、」に、「行う場合には、」を「行う場合にあつては」に改め、「同じ。」を「の下に、」日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令第五条第二項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))を、それぞれを加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことがで

きる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

第六条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「指定児童発達支援事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者」を「機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第六十七条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「もののほか」を「従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、「指定児童発達支援事業所には」を「場合にあっては」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に、「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受

けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第五項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。

第七条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「掲げる者」の下に「第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。」を加え、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数

第七条第二項の次に次の一項を加える。
3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
第二十八条第二項第四号に後段として次のように加える。
この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下

「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。
 第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。
 第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。
 第三十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十二条第二項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予

防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。
 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十六条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「昭和二十二年法律第二十六号」を加える。

第五十五条の六第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービスイ経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第六十五条中「第五十五条第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

第六十七条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービスイ経験者」を「又は保育

「士」に改め、同条第二項中「もののほか」を「従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において」に、「指定放課後等デイサービス事業所には、」を「場合にあっては」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に、「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第六十七条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「指定放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者」を「機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごととその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七十二条の二の二第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条の六第二項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院にお

いて」に改め、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第七十二条の十一中「第三十九条」の下に、「第三十九条の二」を加え、「第八条中「ただし、」を「第八条ただし書中「ただし」に、「除き」を「除き」に、「第二十三条第二項」を「第二十三條第二項ただし書」に改める。

第八十条中「第三十九条」の下に、「第三十九条の二」を加え、「第八条中」を「第八条ただし書中」に、「第二十三條第二項」を「第二十三條第二項ただし書」に改める。

第八十一条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第七条」を「第七条（第三項及び第六項を除く。）」に改め、「同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」の下に「同条第三項中」を加え、「同条第二項及び第三項」を「同条第二項及び第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」を「同条第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」に改め、同条第二項中「第六條第四項」を「第六條第五項」に、「第六十七條第四項」を「第六十七條第五項」に改める。

附則第三項中「第三項第一号の」を「第四項第一号の」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

（岐阜県指定障害児入所施設的人员、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十三條第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第二号の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第二十二條第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第三十五條中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十六條の次に次の一條を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十六條の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八條第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同條に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十九條第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二條第一項中「次項」を「以下この條」に改め、同條に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三條に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 第五十八条中「第十七条第二項中「次条」を「第十七条第二項ただし書中「次条第一項」に、「第五十五条」を「第五十五条第一項」に、「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

(岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第三条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

「この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。」

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

統計画の変更を行うものとする。
 第二十七条第二項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。
 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
 第四十八条第二項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第五十条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第五十四条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第五十五条及び第六十条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第六十三条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十一条の三 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、お

むね一年に一回以上、省令第七十二条の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条及び第八十七条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項並びに」を「第六項並びに」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十一条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第三十二条に次の一項を加える。
- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
第三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第三十三条の次に次の一条を加える。
(身体的拘束等の禁止)
第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとと

- もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第三十八条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)
第三十八条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
第四十一条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第二十四条」を「第二十四条第一項」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。
第四十六条第一項中「並びに第二十七条」を「第二十七条から第三十三条まで並びに第三十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第四項まで」に改め、「第二十七条から」の下に「第三十二条まで、第三十四条から」を加え、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に、「第四十五条第二項」を「同条第二項」に改める。
第五十七条第二項第四号に後段として次のように加える。
この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
第六十六条中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。
第六十七条に次の一項を加える。
- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場に

おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第六十九條第二項中「必要な」の下に、「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十條第二項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第七十一條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十二條を次のように改める。

第七十二條 削除

第七十四條第二項第四号中「第七十二條第二項」を「次条において準用する第三十三條の第二項」に改める。

第七十五條中「第三十四條、第三十五條第一項」を「第三十一條の二、第三十三條の二から第三十五條(第二項を除く。)まで」に、「第三十八條」を「第三十八條の二」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第八十三條の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合に、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十八條第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定生活介護事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業者において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第九十條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十一條中「第三十四條」を「第三十一條の二、第三十三條の二」に、「及び第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條及び第七十四條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二條第二項」とあるのは「第九十一條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第九十一條の五中「第三十四條」を「第三十一條の二、第三十三條の二」に、「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十三條、第七十四條」に改める。

第九十五條中「第三十四條」を「第三十一條の二、第三十三條の二」に改め、「第七十二條」を削り、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第二百五条の四中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に改め、「第七十二条」を削る。

第百十六条中「第三十二条」を「第三十一条（第一項及び第二項を除く。）」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第百四十條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百四十條において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第百四十條の四中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に改める。

第百四十八條第二項第四号中「第七十二条第二項」を「第三十三條の二第二項」に改める。

第百四十九條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に改め、「第七十二条」を削り、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第百四十九條の四中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に改め、「第七十二条」を削る。

第百五十三條中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第百五十四條第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第百五十八條の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第百六十條第一項中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百六十條において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第百七十條に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられる

よう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百七十一条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第百七十一条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、省令第百九十六条の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百七十二條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第百三十八條及び第百五十九條」を「及び第百三十八條」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第百七十五條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百七十五條において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第百七十九條中「第三十四條」を「第三十一条の二、第三十三條の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百七十九條において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第百七十九條の七の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第百七十九條の十一中「第三十一条から」の下に「第三十三條まで、第三十四條から」を加え、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第百七十九條の十七中「第三十一条から」の下に「第三十三條まで、第三十四條から」を加え、「第二十條第二項」を「第二十條第二項ただし書」に改める。

第百八十一条第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第百八十三条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百八十四条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第百八十四条の第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第百八十四条の十中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第百八十四条の十三第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百八十四条の十九中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第五十二第一項」を「第五十二条第一項」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

「第五項並びに」に改める。

第百九十三条第一項中「第三十四条から」を「第三十一条の二、第三十三条の二から」に、「第五十八条まで」を「第五十九条まで」に改め、「第六十九条まで」の下に「第七十三条」を加え、「第八十七条及び第九十条」を「第八十四条から第九十条まで」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第百九十三条第二項から第五項まで」を「第百九十三条第一項」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に改め、「第百九十三条第一項」との下に「第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」とを加え、「第十号」を「第七号」に改め、同条第二項中「第五十九条、第七十二条、第七十三条」を削り、「から第八十六条まで、第八十八条及び第八十九条」を「及び第八十三条」に改め、「第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「及び第八十四条第四項」及び「第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第五十九条、第七十二条、第七十三条、第八十四条から第八十六条まで、第八十八条、第八十九条」及び「第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第五十九条、第七十二条、第七十三条、第八十二条、第八十四条から第八十六条まで、第八十八条、第八十九条」を「第八十二条」に改め、「第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」

と、第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第三項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条第十三項第五号を削る。

第十九条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に對する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「障害者支援施設」を「当該障害者支援施設」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。
第四十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十五条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第十二項第五号を削る。

第二十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第三十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十六条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。
第四十七条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四十七条の二 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十条第二項中「指定障害者支援施設」を「当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

を定期的実施すること。

第五十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十三条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十九条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第七條 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

る。

3 地域活動支援センターは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六條第二項第二号中「第十七條第二項」を「第十九條第二項」に改め、同項第三号中「第十八條第二項」を「第二十條第二項」に改める。

第十八條を第二十條とし、同條の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十一條 地域活動支援センターは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十七條を第十九條とし、第十八條を第十八條とする。

第十五條第二項中「地域活動支援センター」を「当該地域活動支援センター」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同條を第十七條とする。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第十四條を第十五條とし、同條の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十六条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、「行わなければならない」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七条第二項第二号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第三号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十六条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十九条 福祉ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第二項中「福祉ホーム」を「当該福祉ホーム」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第十五条とする。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十四条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措

置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「児童福祉施設」の下に「障害児入所施設及び児童発達支援センター」を除く。第十三条第二項において同じ。」を、「その他非常災害に」の下に「際して」を加え、「具体的計画」を「具体的な計画」に改める。

第二十七条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第三十六条第三項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第五十七条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第六十七条第二項第一号イ中「四・三」を「四」に改め、同号ロ中「乳幼児」を

「児童」に改め、「につき一以上、少年おおむね五人」を削り、同条第五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第七十三条の次に次の三条を加える。

(非常災害対策)

第七十三条の二 福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、避難及び消火に関する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な措置に関する訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七十三条の三 福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する障害児入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症等の予防及びまん延の防止のための措置)

第七十三条の四 福祉型障害児入所施設は、当該福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置

その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉型障害児入所施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第七十八条第一項中「第七十条」の下に「及び第七十三条の二から第七十三条の四まで」を加える。

第八十条第一項ただし書中「福祉型児童発達支援センターにあつては」を「施設にあつては」に改め、「調理員を」の下に「医療機関等との連携により看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令第六十三条第一項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に該当登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合又は同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合（いずれも第一号及び第三号に掲げる施設に限る。）にあつては看護職員を」を加え、同項第一号中「児童発達支援管理責任者」の下に「機能訓練担当職員（を）」を、「担当する職員」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、「福祉型児童発達支援センター」を「場合」に、「以下「機能訓練担当職員」という。」を「次号において同じ。）、看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）に改め、同項第二号中「前号に規定する職員（言語聴覚士を除く。）」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員」に改め、同条第二項第一号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同項第三号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、「以上」の下に「。ただし、当該総数の半数以上は、

児童指導員又は保育士でなければならない。」を加える。

第八十三条第一項中「及び第七十条」を「第七十条及び第七十三条の二から第七十三条の四まで」に改める。

第八十七条中「第七十条」の下に「第七十三条の二から第七十三条の四まで」を加える。

第八十九条第三項中「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第九十七条第四項中「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附則第十六項中「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士」に、「同じ。」及び「を」を「同じ。」に改める。

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。
（岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）
1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）
2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

(以下「新指定通所支援基準条例」という。) 第四条第四項及び第四十六条第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、第一条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の利用、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)

第四条第四項及び第四十三条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)

第三条第三項及び第三十二条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)

第四条第三項及び第三十八条の二(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第一百五十五条、第一百五十五条の四、第一百六条、第四百零二条、第四百零四条の四、第四百零九条、第四百零九条の四、第四百零九条の十一、第四百零九条の十七、第四百七十五条、第四百七十九條、第四百七十九條の十一、第四百七十九條の十七、第四百八十四条、第四百八十四条の十、第四百八十四条の十九並びに第四百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)

第三条第三項及び第四十五条の二、第六条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)

第四条第三項及び第五十九条の二、第七条の規定による改正後の岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)

第二条第四項及び第二十一条並びに第八条の規定による改正後の岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)

第二条第四項及び第十九条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例

第三十九条の二(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第三十六条の二(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十一条の二(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第一百五十五条、第一百五十五条の四、第一百六条、第四百零二条、第四百零四条の四、第四百零九条、第四百零九条の四、第四百零九条の十一、第四百零九条の十七、第四百八十四条、第四百八十四条の十、第四百八十四条の十九並びに第四百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二、新指定障害者支援施設基準条例第四十七条の二、新地域活動支援センター基準条例第十六条、新福祉ホーム基準条例第十四条並びに第九条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)

第七十三条の三(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十二条第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び

第二項、第一百六条、第一百七十九条の十一並びに第七十九条の十七において準用する場合を含む。)、第七十条第二項及び第八十八条第二項(新指定障害福祉サービス基準条例第九十一条の五、第五十条、第五十五条の四、第四十条、第四十条の四、第四十九号、第四十九号の四、第六十条第一項、第七十二条、第七十五条、第七十九号、第八十四号、第八十四号の十、第八十四号の十九及び第九十三号第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第三十九号第二項、新指定障害者支援施設基準条例第五十条第二項、新地域活動支援センター基準条例第十七条第二項、新福祉ホーム基準条例第十五条第二項並びに新設備運営基準条例第七十三条の四(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五条第三項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第四十二条第三項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九号、第八十四号及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第九十五条、第九十五条の四、第九十六条、第九十六条の四、第九十七条の四、第九十九条、第九十九条の四、第一百零一条第一項、第七十二条、第七十五条、第七十九号、第八十四号、第八十四号の十、第八十四号の十九並びに第九十三号第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第四十一条第三項及び新指定障害者支援施設基準条例第五十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次

項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援基準条例第六条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第六条第三項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第五十五条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援基準条例第五十五条の六第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第五十五条の六第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。))については、新指定通所支援基準条例第六十七条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」

とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七条第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。）」とする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

16 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(次項において「旧指定入所施設基準条例」という。)第五条第一項第三号イ(1)に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

17 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)に掲げる主として言うらうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型障害児入所施設に置くべき職員の員数に係る経過措置)

18 この条例の施行の際現に存する第九条の規定による改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項及び附則第二十項において「旧設備運営基準条例」という。)第六十六条第二項第一号に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第

二項第一号イの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

19 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロに掲げる主として言うらうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型児童発達支援センターに置くべき職員の員数に係る経過措置)

20 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十条第一項第三号に掲げる福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十条第二項第三号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「以上。ただし、当該総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。」とあるのは、「以上」とする。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。)」を「省令第三十六條の五の表の下欄に掲げる高度養成課程」に改め、「(短期養成課程の指導員養成訓練)については、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。」を削り、同条第九号中「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程)については、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修したものに限る。」